

令和2年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和2年 5月28日(木)

午後 3時00分閉会

2 場 所 第1・2委員会室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 竹下委員, 西川委員,
中秋委員

4 説明員 中川教育次長, 吉本総務学事課長, 富本人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

議案第45号 竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

議案第46号 竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について

議案第47号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第48号 たけはら美術館協議会委員の任命について

議案第49号 竹原市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和2年度教育委員会関係補正予算案)

議案第50号 竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を

改正する規則案

議案第51号 令和3年度使用教科用図書の採択基本方針等について

議案第52号 令和2年度夏季休業日及び冬季休業日の変更について

報告・協議 障害を理由とする差別の解消の推進に関する竹原市教育関係職員
対応要領

報告・協議 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る対応について

○高田教育長 ただいまから, 令和2年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いた

します。お諮りいたします。議案第45条及び議案第46条は、利害関係者による委員への働きかけを防止し、公平・公正な教科書採択を行うため、議案第49号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最初に付議し、議案第51号は議案第45号及び議案第46号の前提となる議案であるため、議案第45号の前に付議し、議案第50号と議案第52号は関連議案であるため一括で付議することとに御異議ございませんか。

○浅野教育長
職務代理者

はい。

○市川委員

はい。

○竹下委員

はい。

○西川委員

はい。

○中秋委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。議案第45条及び議案第46条は、利害関係者による委員への働きかけを防止し、公平・公正な教科書採択を行うため、議案第49号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議案第51号は議案第45号及び議案第46号の前提となる議案であるため、議案第45号の前に付議し、議案第50号と議案第52号は関連議案であるため一括で付議することに決定しました。

○高田教育長

はじめに、議案第51号「令和3年度使用教科用図書の採択基本方針等について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長

資料の26ページをご覧ください。令和3年度使用教科用図書の採択基本方針等についてでございます。令和3年度使用教科用図書の採択基本方針を示しております。また、28ページには令和3年度義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択基本方針等を示しております。これらの採択基本方針等について教育委員会の承認を求めるものでございます。それでは26ページに

お戻りください。その基本方針にありますように、今年度、令和3年度に使用する教科用図書のうち、1の(1)のア、イ2つの教科用図書について調査を行っていきます。まず、ア中学校用教科用図書についてです。中学校では、令和3年度から学習指導要領が新しいものになり、その学習指導要領に則って、学びの姿やこのような子供たちを作っていきたいというところを加味した5つの観点を設定しております。(ア)基礎・基本の定着、(イ)主体的に学習に取り組む工夫、(ウ)内容の構成・配列・分量、(エ)内容の表現・表記、(オ)言語活動の充実でございます。これらの点を先ほど言いました新学習指導要領の方向性に合わせながら調査を行っていきます。また、イに関わっては、特別支援学級の児童生徒に関わる一般図書についての観点を示しております。昨年度の採択と大きく変わる部分は、令和3年度は中学校が採択替えとなりますので、ここには小学校はありません。小学校は原則、昨年度採択をしましたので、昨年度採択しました教科用図書と同一のものを採択することとなっております。以上です。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○西川委員

直接的ではないのですが、本市はグローバル化に伴い、未来の人材育成事業で外国語教育に力を入れようという旗印のもと取り組みをしようというところであると思いますが、その中で採択するにあたってここには具体的に書けないと思いますが、それに伴って英語の教科書のレベルを上げていくという考えはあるのでしょうか。

○大橋課長

基本方針については、ここにありますが観点に沿って調査していくのですが、その教科書、教科書によって特色等が変わってきますので、竹原市が目指すべき方向性と一致するようなところで、最後は採択の方針を出していこうと思っておりますので、直接その項目についてということではないのですが、もちろんそこも加味しながらの調査となります。この5観点でいくと、例えば、基礎・基本であったり、イの主体的に学習に取り組むというような点で行くと各教科書会社さんが特色を持って打ち出してき

ておりますので、その中で公正に調査をした結果、どれが竹原市の教科書としてはいいだろうかというところで目指すべき方向性と合わせながら、最後は採択していきますので、そういった意味では加味していることになります。

○西川委員 もう一点、小学校5・6年生は教科書を持たせますよね。6年生は1年間だけやって、中学校に移るということですよね。5・6年の2年間をやらずに移っていくと思うのですが、今の5年生は2年間やって新しい中学校の教科書に移る。今の6年生は1年間6年生の教科書をやって新しい中学校に行く。そこでつなぎ目のところで、履修に差が出るといった心配はないのですか。

○大橋課長 その辺りのところは、おそらく個によっても習得のところは違ってくるかとは思いますが、そこも含めて中学校1年生のスタートのところでは子供たちの状況であったり、実態の差を見据えながらやっていくこととなります。

○高田教育長 今年から、小学校で外国語の授業が始まって、従前から5年生も外国語活動をしていたわけですし、それについては新しい学習指導要領が公示されたのちに、実質は外国語の内容を前倒しした形で外国語活動の時間にやっていた。先ほど説明があったように、特に今の6年生は差が大きいので、混乱するということはないように配慮した計画を立てているところです。

○中秋委員 一人1台タブレットということですが、教科書もICTの取り組みができるような形になってきているのですか。

○大橋課長 全ての教科書会社ではないのですが、例えばQRコードが教科書の巻末や巻頭についていて、タブレットを持ってきてそこからダウンロードして50分の授業の中でも資料をいち早くキャッチしながらやっていくというような教科書の工夫がみられる社もちろんあります。

○吉本課長 付け加えると、今教科書会社が児童生徒用のデジタル教科書を作っています。今後、そのデジタル教科書をタブレットで見れるという動きはある

のですが、今年度に限って言えば、まだそこまで教科書会社が追い付いていないということは聞いております。ただ、タブレットはだいたいクラウドを使うのですが、クラウド上に全ての教科書会社のデジタル教科書を置いておいてそれを使っていく流れになっていくという方向性は示されています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長 続きまして議案第47号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○吉本課長 議案書9ページ、議案第47号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。竹原市学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、その後任の委員を委嘱しようとするものでございます。学校給食センター設置条例第4条に基づき、給食センターを適正かつ円滑に運営するために竹原市学校給食センター運営委員会を設置し、運営委員会の委員は、学校教育の関係者及び学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。竹原市学校給食センター設置

条例施行規則第7条に基づき、委員会の委員は教育長、所長、小中学校等の校長、小中学校等の保護者代表、竹原市を管轄する保健所代表、学校医、その他給食センターの運営上教育委員会が必要と認めるものの中から教育委員会が委嘱することとなっております。委嘱する委員につきましては、議案書10ページ、今日差し替えが配られています。別紙 竹原市学校給食センター運営委員会委員でございます。忠海小学校・忠海中学校については、吉田校長とPTA代表が永福まどかさん、PTAの副会長でございます。それから、大乘小学校は大政校長と増谷正樹さん、この方はPTAの副会長でございます。竹原小学校、徳森校長それから中川勝喜さん、この方はPTA会長でございます。中通小学校、川内校長と伊藤大輔さんは、昨年度PTA会長で今年度は顧問という位置付けだそうです。竹原西小学校は吉田校長とPTA会長の三宅浩司さん。東野小学校は竹林校長とPTA会長の友岡亮さん。荘野小学校、藏本利恵校長と明木庵蘭さん、この方はPTAの母親代表ということでございます。仁賀小学校については、中島校長とPTA会長の奥様の新谷奈美さん。竹原中学校、東校長と山本芳正PTA会長です。賀茂川中学校、北村洋子校長と杉山一義PTA会長。吉名学園亀井校長と辰己寛PTA会長ということになっております。その下、広島県西部東保健所生活衛生課主幹の小川美樹さん。今年度は米田小児科医院の院長、学校医ですが米田吉宏先生。それから教育委員会から教育長が入っております。それから一番下、竹原市学校給食センター所長として私が入っておるところでございます。任期につきましては、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間でございます。運営委員会の内容につきましては、定例会といたしまして年1回開催しております。会の中で御審議いただく内容は、給食会計の予算・決算、給食費の額と徴収に関する事、給食物資購入に関する事、安全・衛生管理に関する事、センターの設備の改修に関する事、食育に関する事等様々でございます。学校現場はもちろんのこと保護者や専門的見地からの御意見を伺

いながら、より良い学校給食の実施に活かしていく取組を行っております。例年7月上旬にこの会を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のこともあり、日程をずらしています。今現在のところ、少し落ち着くかと思っている8月の終わりごろから9月上旬に開催を考えております。今年度の特徴としては、通常の議案以外に例えば給食に和牛や果物を取り入れて、オーバーした予算を補助するという話も出ています。こういうことについても、この会で話をしていく予定でございます。これは、地元生産者の支援等も含めてのことだと思っております。まだ決定はしていないのですが、その可能性も考えられると思っているところでございます。以上でございます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第47号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第48号「たけはら美術館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長 議案13ページをご覧ください。議案第48号「たけはら美術館協議会委員の任命について」でございます。たけはら美術館協議会委員の任期が、令和2年5月31日付けをもって任期満了となるので、その後任の委員を任命することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。

委員の定数は、7名以内で、博物館法第20条及び竹原市立美術館設置及び管理条例第4条の2により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命するものでございます。たけはら美術館協議会は、美術館の運営に関し館長に対し意見を述べる機関でございます。空調設備の老朽化などに伴い、現在たけはら美術館は3月31日をもって休館としております。こうしたことから当面の間、たけはら美術館の展示等の予定はありませんが、今後再開に向けた検討を開始するにあたり、過去の経緯等を含めた議論を行っていく必要があるため、16ページにございますように、これまでと同様の委員を選任したいと考えております。なお、任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となっております。よろしくお願い致します。以上です。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○浅野教育長

たけはら美術館の館長はおられるのですか。

職務代理者

○堀川課長

はい。私が兼務しています。

○浅野教育長

例えば、よその美術館は館長さんがおられますよね。竹原は、ずっと

職務代理者

文化生涯学習課長がされているのですね。

○堀川課長

職員がしています。美術館によっては、学芸員資格を持った方が館長になることもありますが、竹原は歴代、担当課長が兼務しています。

○浅野教育長

例えば名誉館長、今井政之さんとかそういう方に、今は休館中ですが将来的にはどうですか。

職務代理者

○堀川課長

今後美術館を再開するにあたり、そういった美術・芸術関係者の方に関わっていただくということもいろいろ考えなければいけないと思っております。

○竹下委員

今館長さんとこの協議会の委員さんと専門の学芸員は何名かいらっしゃるのですか。

- 堀川課長 3月31日までは、学芸員がずっと1人いて、いろいろ展示のことなどしていたのですが、この休館を機会に学芸員は退職されました。
- 竹下委員 今はいらっしゃらないのですね。
- 堀川課長 今はいません。ただ、学芸員資格を持った職員は、文化生涯学習課の中におりまして、学芸員はいろいろ分野があるのですが、一定には学芸員資格を取る時に、美術館についても勉強しております。その職員も一人おりますので、そういった知識をもらいながら展示のことも考えていきたいと思っています。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長 はい。
- 職務代理者
- 市川委員 はい。
- 竹下委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 中秋委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第48号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして議案第50号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」及び議案第52号「令和2年度夏季休業日及び冬季休業日の変更について」は、関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 富本課長 議案書21ページの議案第50号、議案書32ページの議案第52号の2つを説明させていただきます。議案第50号「竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案」でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等による一斉臨時休業等に係り、休業日の変更を柔軟に行うため、この規則の一部を改正するた

めのものでございます。具体的には、議案書24ページに新旧対照表を示しております。改正後の第17条第2項にございますが、教育委員会は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までの休業日を変更することができる。という項を追加しております。続いて、関連議案であります32ページ議案第52号について説明させていただきます。こちらは、「令和2年度夏季休業日及び冬季休業日の変更について」でございます。こちらにつきましては、別資料としまして、「長期休業期間の今年度に限る変更等について」もございますので、また併せて見ていただければと思います。竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正により、追加しました第17条第2項の規定により、令和2年度夏季休業日及び冬季休業日を議案書33ページにございます別紙のとおり変更いたします。具体的には、夏季休業日を8月8日から8月16日までの9日間、冬季休業日を12月29日から翌年1月3日までの6日間としております。これらの変更は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、一斉臨時休業を行ったことに伴い不足した年間授業時数を補い、学習の遅れに対応するため、夏季休業日及び冬季休業日をそれぞれ短縮するためのものでございます。こちらの短縮した日数の根拠としましては、別資料「長期休業期間の今年度に限る変更等について」に具体的に日数をあげております。今年度、臨時休業となった期間と日数についてですが、4月は18日から30日まで8日間、5月は1日から31日までの18日間、合計26日間でありました。夏季休業日期间中の授業日を23日、冬季休業日期间中の授業日を6日設定したことにより、合計29日の授業日を設定することができました。この日数計算によりますと、臨時休業の日数よりも3日間多く授業日数が生み出されます。ただ、昨年度令和元年度3月臨時休業日が16日間ありましたので、この間の未学習内容、学年のまとめ等次の学年につながる学習が実施できていないことがありますので、この3

日間とすでに中止の決定をしております運動会，遠足に関わる時間及び今後の行事等の精選により生じる時間によって回復することができると考えております。以上です。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○竹下委員 夏休みは暑いので，教室で勉強させられなくて休みだったと思うのですが，今全校エアコンがついていると思いますが，密を避けるためにエアコンをつけて窓を開けるのですか。

○富本課長 この夏季中の授業につきましては，基本的にはエアコンの効いた教室で過ごすことが適切だと思っています。ただし，エアコンの場合はただ空気を循環するだけであって，換気はできませんので，同時に換気をしながら，空気の入れ替えをしながら，エアコンを活用していく。効率的ではないかもしれませんが，室温を下げるとともに空気の入れ替えをしていくことを大前提としております。

○竹下委員 窓は開けるということですね。プールの授業は今年度どうするのですか。

○富本課長 水泳につきましては，結論から言いますと今年度は中止にしております。水泳，プールの中の水に触れることは可能であると考えられますが，その前後，更衣や使った器具，ビート板等の消毒やどうしても更衣室で子供たちが密集しますので，また触るものもたくさんあります。そういった中のリスクを無くせるかどうかというところで判断しまして，やはり今年度は水泳の授業は中止しようということになりました。

○竹下委員 全校ですか。

○高田教育長 水泳の中止につきましては，先ほど富本課長が説明した「長期休業期間の今年度に限る変更等について」のペーパーの2枚目の6に説明させていただいた理由をまとめてありますので，またご覧になってください。

○西川委員 先生方の負担がかなり大変だと思うのですが，これは加配なしで行われるのですか。

○富本課長 現在加配を配置している学校はあります。とりわけ1学級の人数の多い

学校が数校ありますが、そういった学校であれば少人数の指導を行いたいと思っています。ただし、教職員の人数は限られておりますので、考えていたところ、この加配をそういった少人数の指導に活用していいという県教委からの通知がございましたので、とりわけ1学級の人数の多い学校につきましては、現在加配している者を活用していこうと考えております。

○西川委員 先生方の手当は、直接関連しないかもしれませんが、どうなっているのですか。今までと違って、夏休みに授業をするので、これまで授業していないから授業しますよね。これまで、学校で先生は業務している上に先生方の負担が増えて何も手当は出ないのですか。

○富本課長 いわゆる夏休みにつきましても教職員については、勤務ですので、勤務日数については特段変わっていません。むしろ、今回臨時休業がありましたので、先生方は先取りして校務分掌の業務や先の教材研究等先に先に準備しておりますので、後は学校が再開したら授業だけに集中していただいてということを考えておりますので、大変暑い中での授業はご負担だと思いますがお願いしたいと思います。

○浅野教育長 職務代理者 学校給食は、当然夏休みの間は今までなかったもので、給食を作られる方の給料や給食費等はどうなるのですか。給食費は今、コロナが流行って休みの時は徴収していないですよ。

○吉本課長 徴収していないと思いますが、給食センターの方が通常今までなかった夏休みに給食を実施するわけですから、委託をしていますので、今実施していないこととこれからの実施と今後、何日実施するかということも今日をもってある程度確定していきますので、通常考えているのはもう夏もフルに給食をしようと思っています。ただ、夏休みで暑いですので、衛生管理ということで大変気を使っているのですが、現在給食センターを出て2時間は温度を保てるということを前提として、給食を配送しています。ですので、2時間以内で食べられれば問題ないだろうということと配送に時間差ができますのである程度学校で、極端に言えばある学校は3時間目

が終わったら給食にするような工夫をしながら、長時間保管をしないという工夫もしながら可能な限り実施していきたいと思っています。メニューについても、いくらか一品減らしたり、果物をカップ物にするという工夫をしながら全部という訳にはいきませんが、果物についても竹原の場合は、通常ブドウとか地場産物を使っていますので、気をつけながら、保護者にも説明しながら実施していきたいと思っています。

○浅野教育長 給食の時間は、学校によっては臨機応変に対応してもいいのですね。

職務代理者

○吉本課長 可能です。仕方がないと考えています。

○浅野教育長 調理業務は委託でしたね。

職務代理者

○高田教育長 6月1日から学校が再開して給食が始まりますが、その時点から給食のメニューについても給食センターの栄養士等が工夫してくれまして、一品、小鉢と言いますかそれを少なくしても、一つの大きい器の中で必要な熱量が取れる、あるいはデザートも課長が言いましたように直接手指を使って食べるようなものは除いて食べられるようにする、細かいことを言えば、パンにジャムを塗ったりするようなことがないように食べられるように様々な工夫をして、万全に整えて1日からの給食をできるようにしておくということです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり可決すること及び議案第52号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○市川委員 はい。

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○中秋委員 はい。

- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって議案第50号は原案のとおり可決すること及び議案第52号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、報告・協議事項といたしまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する竹原市教育関係職員対応要領」を議題といたします。関係課より報告をよろしく申し上げます。
- 吉本課長 議案書36ページ以降となります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する竹原市教育関係職員対応要領について、竹原市が令和2年3月1日付けで定めたことに伴って、竹原市教育委員会においても、竹原市教育委員会事務局の組織に関する規則に定める事務局、市立学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員が適切に対応するために必要な事項を定めましたのでご報告させていただきます。よろしく申し上げます。
- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。市長部局は市長部局で定めていますので、それと同一のものです
- 浅野教育長 市長部局の方と内容は異なるのですか。
- 職務代理者
- 高田教育長 協議を行って調整して同じものになっています。
- 浅野教育長 今までクレームであるとか、教育委員会として何か上がってきたことはありますか。
- 職務代理者
- 吉本課長 私が聞いているものはございません。
- 西川委員 39ページの第2に正当な理由の判断の視点という項目がありまして、1行目から3行目に提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、難しいですとお答えするんですよね。そこが非常に難しいなということとそれに伴って、第2章の下から3行目の、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいというのは、この場合、それに対面、直面した個々の職員がその場で正当な理由であるかどうか判断をして、個人の

判断の下で行動しようということですよ。

○吉本課長 そうですね。ただ内容によりますので、判断が難しい場合は上席に確認するようになります。

○西川委員 それはいろいろコンセンサスがある事案ですね。

○高田教育長 平成25年に、この目的にもありますが障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律というのが、我々も行政を遂行する上で、それに基づいて実施していくということなので、こういうことを定めることによって、行政職員としてもその障害を理由とする差別を解消していくというところをよりしっかりしたものを日頃から持って業務に当たっていくということが、より一層求められてくるんだろうと思います。

○浅野教育長
職務代理者 この正当な理由というのは、かなり難しいですよ。

○吉本課長 難しいと思いますが、やはり趣旨というか一番の根本が大事だと思うので、そこを丁寧に把握して考えながら、一律にこれという事案を定めるわけにはいきませんので、理念に基づいて、まずは判断することが必要になるかと思います。

○高田教育長 続きまして、報告・協議事項といたしまして、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に係る対応について」を議題といたします。関係課より報告をよろしくお願いします。

○大橋課長 別紙になりますが、「学校の再開等について」をご覧ください。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に関わって、御説明させていただきます。そこにありますように、4月18日から臨時休業を実施しておりましたが、この度広島県が「レベル1」になったことや、国そして県の通知等を踏まえ、6月1日より学校をすることにいたしました。再開後につきましては、国の方からも「新しい生活様式について」というマニュアルが出ておりますので、そのマニュアルに沿って引き続き安全を大切にしつつも学力の補償の視点から取り組んでまいりたいと思っております。特に3のところか

ら、安全保障そして学力の視点これを同時にやっていくというところで見
ていただければと思いますが、まず（１）感染防止対策の徹底というところ
で、これまで同様健康観察等をしっかり行って感染源を断つ工夫、そして
「３密」の回避、あとは３つの基本と言われているマスク・手洗い・換
気というところをしっかりとやっていきたいと思っております。そして、身
体的距離の確保ということで、どの学校も机の配置等を工夫することによ
り、「レベル１」になった時点で１メートルを目安というところが出まし
たので、子供と子供の間が１メートル空くように座れるように、また対面
をとらない形、要するにスクール形式で授業を実施するというような工夫
をしながら身体的距離の確保を行っていきます。そして、学校給食につき
ましては先ほども言いましたように、感染源、感染をしっかりと断つ工夫
をしていきますが、配膳のところが一番注意すべきところですので、当面
の間は高学年が少しお手伝いをするとか、教員でできるところはやってい
くというようなことをしながら、短時間で配膳を行って、給食中も会話を
控えてスクール形式にするということで、食べ方についても併せて指導を
行っていきたいと思っております。最後、登下校の工夫です。とりわけ下校時間、
登校もそうですが込み合うことが予想されますが、小学校１年の児童にと
っては安全というところも留意していかなければいけませんので、時間を
ずらす、あるいはどういうふうにして帰っていくかというところもそれぞ
れの地域ごとで、そして学年ごとでしっかり指導していきたいと思ってお
ります。そして２つ目、（２）のところですが、教科の中での指導におけ
る感染症対策についてです。感染症対策を講じてもなおリスクの高い学習
については、可能な限り感染症対策を行った上で検討していくということ
になっております。先ほど話をしました水泳指導ももちろんそうなのですが、
あとは音楽科における歌唱、あるいは理科における実験等グループワ
ークを中心に行う学習につきましては、そのやり方、方法、内容等をしっ
かりと検討していきたいと思っております。そして、中学校の部活も休業

したり、時間を短縮することで感染状況によって、しっかりと把握をしながら進めていきたいと思っています。そして、一斉休業に伴う学習の遅れというところで先ほどありました長期休業の変更に伴って、子供たちに過度な負担にならないように、先生方も一緒ですが、しっかりと今年度中の学習は今年度中に終わるような形でやっていきたいと思っております。そして、3つ目の所ですが、そうは言いましても臨時休業の後の登校になります。今、分散登校しておりますので、徐々に子供たちは週2回あるいは週3回で学校の生活に戻りつつあるところですが、しっかりと心のケアも併せて行っていきたいと思っております。今のところに感染症が発生した時の対応についてというところで、2ページ目をご覧ください。この対応表を5月25日版、県の通知に合わせて作り変えております。「児童生徒に新型コロナウイルス感染症(疑い)発生時の竹原市立学校における対応」についてです。これも2月の段階で策定しておりましたが、今回5月の25日で新しく更新をしております。大きく変わったところとしましては、右側の感染者が確定したときというところですが、四角で囲んだ中学校がするところの2つ目の丸をご覧ください。臨時休業の判断のところですが、校長は、感染者の学校での活動等を勘案し、市教委と連携し臨時休業の判断を行う。臨時休業には、学級閉鎖、学年閉鎖、また学校全体の閉鎖等があり、状況によっては対応が異なるというところが一番変わっております。詳細に申し上げます。次のページ5月25日版「学校関係者が新型コロナウイルス感染症であることが確定した場合の対応」をご覧ください。これまで、学校に一人でも感染者が発生した場合は、学校全体を閉じるということでしたが、今この「新しい生活様式」国から出ている通知の「レベル1」に該当するところとして、一番右側を見てください。2行目です。感染者の学校での活動等を勘案し、関係機関と連携し、臨時休業の判断を行うということです。下の米印の一番上、ここを新しく追記しております。先ほど申し上げましたように、全てを閉じるのではなくて、その状況や活

動の様子を関係機関と連携して判断を行っていくため、全体でなく例えば、学級あるいは学年といったことの判断もあり得ますので、発生した場合はそのようにやっていきたいと思っております。ただし、一番右側にありますように、そうは言いましても第2波がいつくるかわかりません。リンクが追えなかったり拡大が予想される場合は、これまで同様の対応としております。このペーパーにつきましては、保護者に配って周知をしていきたいと思っております。併せて、「長期休業期間の今年度に限る変更等について」は先ほどご意見をいただきましたので割愛させていただきます。最後のところ、6水泳の指導につきましても先ほどお伝えさせていただきましたリスクが高い学習活動というところで今年度は実施しないということです。最後にその他のところをご覧ください。学校は6月1日から再開はしますが、先ほど言いましたようにいつまた2波がくるかはわかりませんので、そこも踏まえて、もしもの時に対応できるように今、eライブラリも学校ではしておりますし、G-suite というところで、県の方から遠隔でできたりというものも進めていますので、そういった環境整備も同時に積極的に進めていくということもやっていきたいと思っております。以上説明を終わります。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。今後の第2波を考えると、毎月校長連絡会をしているのですが、5月については紙面での説明になったのですが、環境を整えてもらって6月はオンラインで開催する予定です。もしも第2波がきた時に、校長との双方向での意見交換等がこれまでできないものですから、集まろうと思えば集まれるのですが、6月においては校長連絡会はオンラインで、テレビ会議システムで行って併せて、先生たちの研修で、教務主任研修、教頭研修等ルールがあるのですが、これについてもオンラインで研修するように、6月から取り組むように準備をしてくれています。

○西川委員

授業が終わった時に、子供たちはどうしても机や椅子の背もたれ等を触

っていると思いますが、授業終了後に消毒というところまでは現場ではしないのですか。

○大橋課長 各学校で消毒液を作って、消毒をするということで、マニュアルの中にその辺りも書いてありますので、それに沿ってやっていきたいと思います。

○西川委員 ここには書いてないですが、各学校で消毒を行っているのですね。

○竹下委員 机の距離を空けるということですが、学校や学年によって1クラスの人数にかなり差がありますよね。人数が少ないところは、コロナ以前から間隔をとっておられる学校もありますが、竹原の方の学校は人数が多いので1メートル、2メートル間隔をとるのは大変だと思いますが、どうしているのですか。

○大橋課長 1学級の児童生徒数を出しまして、20人を超えるところにつきましては、臨時休業中でしたので実際に児童生徒の机を配置してもらって、1メートルあるかどうか確認をしていただいております。私たちも学校訪問をしておりまして、心配なクラスについては目視で、校長先生と一緒に教室を見せていただいて、こんな感じだということは確認しておりますが、1番多い28人、29人のクラスもあるのですが、配置を工夫したり、ロッカー等を整理しながら空けていただいて、1メートルは何とか確保しています。

○竹下委員 人数が多いクラスでも、1部屋で収容できるのですね。

○大橋課長 ただ、学習活動によって難しい時には、特別教室で授業をしたり、学習の内容によっては、教室が変わるということも考えられますが、基本的には自分のクラスで確保できるような状態です。

○竹下委員 1クラスを分けることなく、確保できるのですね。

○市川委員 3月くらいから、各家庭の判断で子供が心配なので学校には行かせないという場合も欠席扱いにはしないということでしたが、6月からはどうなるのですか。

○大橋課長 それも大丈夫です。

- 市川委員 継続ですね。もう一つ、テレビで、先生がフェイスシールドをしているのをよく見ますが、竹原市はそこまではしないのですか。
- 高田教育長 学校の実態の中で、今私も吉本課長と学校を回っていますが、例えば外国語活動とか英語は、口の動きが大事ですよ。学校によっては、フェイスシールドを作ってくれて、そういうふうにもうとしているところもあります。でも、一律にフェイスシールドをなささいという指導については今のところ考えておりません。
- 市川委員 口が見えないから、マスクを外してしろというのもその授業のためならわかりますが、マスクをしてさらにフェイスシールドをしてというのは、そこまでしないとイケないのかという印象がありましたが、ない方が子供たちの不安も少ないと思います。
- 高田教育長 特に英語や外国語活動の発音の仕方は口を見なさいと言いますよね。本当は先生も子供たちの口が見たいと思いますが、指導者の方の口を子供たちがまねることが必要だろうと考えているところもあります。
- 市川委員 給食は普通に配るのですか。テレビでは、パックに詰められたものを見ましたが、竹原市はそうならないのですか。ならない方が嬉しいです。
- 吉本課長 いろいろ考えましたが、現実的ではないと判断しています。給食センターで全児童分を小分けできるかという難しい状況もあるので、まずは各学校に使い捨ての手袋を購入して配りました。一旦は、給食等はそれを着けて配膳することで、まずそれで実施していきます。
- 高田教育長 一時、文部科学省が示した案の中に、給食をお弁当パックのような形で配れないかということがありましたが、我々ウェブ会議で教育長同士で協議をする中で、現実的には困難で、仕出し弁当のような給食は無理だという声がありますし、そういう対応しているところはありません。もっと言えばあまりにも現場の実態をご存じない方がそういうことをお示しされているのかと、いささか残念な思いがしました。
- 竹下委員 6月1日から学校が再開になって、欠席しても欠席扱いにならないので

すか。

○大橋課長 コロナの対策で、例えば持病があつて登校するのが心配だからという場合は、欠席にしないで出席停止という扱いにしています。今までそうだったので、今からもということです。

○竹下委員 年間何日登校とある程度決まっている中で、大丈夫なのですか。持病があるという正当な理由があつて休まれるのは仕方ないかもしれませんが、休みが長かったので子供が学校に行きたくないというのを聞いたりするので、そういう理由でも欠席にならないならと登校しなかったら、考えすぎかもしれませんが、それが最悪不登校に今後つながったりすることがあるのかなと思います。

○大橋課長 今はまだ分散登校の段階ではありますが、週に2回、3回と登校する中で、体調不良で欠席というのは聞いていますが、コロナが心配だから休むという声は、今は聞いていないので、それが6月1日になってからは毎日なので、そういう状況は予測はしておかないといけないのですが、そこは先ほどの心のケアというところもありますので、何とかエンジンをかけながら子供たちをのせながら、休みだからもう行きたくないというふうにならないように、指導の工夫であつたり家庭と連携をとったりというところでやっていきたいと思います。ただ、本当に持病があつて心配だということもあると思いますので、そこはしっかりと見極めながらやっていきたいと思います。

○竹下委員 無理をしていかななくてもいいのですね。

○中秋委員 今年度は机を離したり、この体制でいくということですか。

○大橋課長 はい。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和2年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和2年 5月28日 午後 3時00分閉会